

丸亀市新第二学校給食センター整備運営事業

募集要項

(250502 版)

令和 7 年 5 月

丸亀市

目 次

1. 募集要項の定義	1
2. 事業概要	2
2.1. 事業名.....	2
2.2. 事業に供される公共施設の種類.....	2
2.3. 公共施設等の管理者の名称.....	2
2.4. 事業の目的.....	2
2.5. 用語の定義.....	2
2.6. 基本理念・基本方針.....	3
2.6.1. 基本理念.....	3
2.6.2. 基本方針.....	4
2.7. 事業の概要.....	5
2.7.1. 本件施設用地の立地条件等.....	5
2.7.2. 施設要件.....	5
2.7.3. 事業方式.....	6
2.7.4. 事業スキーム.....	6
2.8. 事業期間.....	7
2.9. 業務範囲.....	7
2.10. 事業の実施スケジュール（予定）.....	9
2.11. 法令等の遵守.....	9
2.12. 個人情報保護.....	9
3. 事業者の募集及び選定に関する事項	9
3.1. 事業者の募集及び選定方法.....	9
3.2. 事業者の募集・選定スケジュール.....	10
3.3. 参加者が備えるべき競争参加資格要件.....	10
3.3.1. 参加者の構成等.....	10
3.3.2. 参加者の資格要件.....	11
3.3.3. 地域経済への配慮等.....	17
3.3.4. 参加資格の確認.....	17
3.4. 参加手続き等.....	18
3.4.1. 現地見学会（本件施設用地及び既存施設）.....	18
3.4.2. 現地見学会（配送校）.....	19
3.4.3. 募集要項等に関する質問の受付.....	19
3.4.4. 募集要項等に関する質問に対する回答.....	19
3.4.5. 参加資格審査書類の受付、参加資格審査結果の通知.....	20
3.4.6. 個別対話.....	21

3.4.7. 提案書の受付	22
3.5. 優先交渉権者の決定方法等	25
3.5.1. 審査	25
3.5.2. ヒアリングの実施	25
3.5.3. 優先交渉権者の決定	25
3.6. 契約に関する基本的な考え方	25
3.6.1. 契約の締結	25
3.6.2. 参加資格を欠いた場合の対応	26
3.6.3. 事業契約書の内容変更	26
3.6.4. 事業契約書作成費用	26
3.6.5. 支払方法	26
4. その他	26
4.1. 議会の議決	26
4.2. 参加に伴う費用負担	27
4.3. 本事業において使用する言語、通貨単位等	27
4.4. 情報公開及び情報提供	27
4.5. 募集要項等に関する問合せ先	27

1. 募集要項の定義

丸亀市新第二学校給食センター整備運営事業募集要項（以下「募集要項」という。）は、丸亀市が設計・施工・維持管理・運営一括発注方式（以下「DBO方式」という。）により発注する丸亀市新第二学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）に対して本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザルにより募集及び選定するにあたり、本プロポーザルに参加しようとする者（以下「応募者」といい、競争参加資格審査を通過した者を「参加者」という。）を対象に公表するものである。

また、本募集要項に添付されている以下の資料は、本募集要項と一体のものとする。（以下「募集要項等」という。）

- ・要求水準書
- ・基本協定書（案）
- ・設計・建設業務請負契約書（案）
- ・運営・維持管理業務委託契約書（案）
- ・事業者選定基準
- ・様式集

なお、募集要項等に記載がない事項については、募集要項等への質問に対する回答によることとする。

2. 事業概要

2.1. 事業名

丸亀市新第二学校給食センター整備運営事業

2.2. 事業に供される公共施設の種類の種類

学校給食センター

2.3. 公共施設等の管理者の名称

丸亀市長 松永 恭二

2.4. 事業の目的

丸亀市第二学校給食センターでは、現在、昭和 58 年開業の既設の学校給食センター棟（以下「既存センター棟」という。）と平成 24 年開業の米飯棟（以下「米飯棟」という。）にて給食調理業務を行っている。

既存センター棟は建築後 40 年以上が経過しており、建物や設備の老朽化が進み、調理動線の効率性・衛生管理への対応等、施設・設備面での対策が課題となっており、安全・安心な給食の提供を継続するために、学校給食衛生管理基準に合わせた新たな施設整備が求められている。

これらの背景を踏まえ、丸亀市（以下「市」という。）では、令和 6 年 3 月に「丸亀市新第二学校給食センター整備基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定した。

本事業は、基本計画において整備することとした学校給食センターの整備・運営を行い、安全安心で魅力ある学校給食を実現することを目的とする。

また、民間事業者の有するノウハウを活用し、将来的な給食の安定供給と発展性が期待できる DBO 方式の導入を図るものとする。

2.5. 用語の定義

募集要項において使用する用語は、以下のとおり定義する。

ア 本件施設

新たに整備する丸亀市新第二学校給食センターの建物本体、建築設備、調理設備、付帯施設、植栽・外構等を含むすべての施設（渡り廊下を除く）をいう。

イ 渡り廊下

新たに整備する本件施設と米飯棟をつなぐ渡り廊下をいう。

ウ 本件施設用地

本件施設を建設する事業用地であり、事業者の維持管理の対象範囲となる土地をいう。

エ 調理設備

調理釜、冷蔵庫等動力を用い、設備配管等の接続により建物に固定して調理業務に使用する機械設備及び平面図等で示すことが可能な調理に必要な什器（作業台、移動台、戸棚、コンテナ等）をいう。

オ 調理備品

ボウル、温度計、計量カップ、はかり、まな板等、調理業務に必要な備品をいう。

カ 事務備品

机・椅子、電話、棚等、調理以外の目的で使用する建物に固定しない備品をいう。

キ 什器備品

調理備品と事務備品を総称したものをいう。

ク 食器・食缶等

食器、食器かご、食缶、おたま等、園児・児童・生徒（以下、園児・児童・生徒等を合わせて「生徒等」という。）・教職員が使用する備品をいう。

ケ 配送校

本事業において給食配送対象となる幼稚園、小学校、中学校をいう。

コ 配膳室

配送校に提供する給食の一時保管場所をいう。

サ 保守

初期の性能及び機能を維持する目的で、周期的又は継続的に行う注油、小部品・消耗品の取替等の軽微な作業をいう。

シ 修繕

劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品・消耗品の取替等は除く。

ス 更新

劣化した部位・部材や機器などを新しい物に取り替えることをいう。

セ 補充

破損や損傷した備品等を新しい物に取り替え、当初と同じ数量に維持することをいう。

ゼ 事業契約

基本協定、設計・建設業務請負契約及び運営・維持管理業務委託契約を総称したものをいう。

ゾ 事業契約書

基本協定書、設計・建設業務請負契約書及び運営・維持管理業務委託契約書を総称したものをいう。

2.6. 基本理念・基本方針

2.6.1. 基本理念

既存センター棟の老朽化と新しい学校給食衛生管理基準への対応及び効率的な事業運営を実施するため、本件施設の整備を推進する。

また、新たな第二学校給食センターでは、次の基本理念に基づき、本事業を確実に実現することを目標とする。

— 基本理念 —

学校給食センターは、園児・児童・生徒が安心して和やかな給食時間を過ごせ、
健康のための食事について学べる学校給食を目指し、
「安全・安心でおいしい学校給食」の提供に努める

2.6.2. 基本方針

(1) 安全で安心な学校給食を安定供給できる施設

- ア 文部科学省の「学校給食衛生管理基準」をはじめ、「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づき、衛生管理の徹底を図るため、HACCP（危害分析及び重要管理点）の概念に基づいた施設を整備する。
- イ 施設はドライシステムを基本とし、作業内容に応じた作業室を整備し、汚染作業区域と非汚染作業区域の区分を明確化する。
- ウ 異物混入対策として、金属探知機等による検査と目視点検の徹底を継続するとともに、地元農家からの地産食材の直接受入れに対応する泥落室を設け、異物混入対策の強化を図る。
- エ 施設の安定稼働のために、迅速かつ適切な維持管理が行える施設・設備の整備を行う。
- オ 非常用食品資材等の備蓄の設置や、近隣住民等への炊き出し等の対応が可能な移動式釜等の設備を導入する。

(2) 多様な献立に対応でき、おいしい給食を提供できる施設

- ア 多様な献立の提供を可能にするための設備や作業スペースを整備する。
- イ 学校給食衛生管理基準に則り、調理完了後から2時間以内に適温で生徒等が喫食できるように配送体制や調理設備を整える。

(3) 安全にアレルギー対応給食が提供できる施設

- ア 食物アレルギー等の生徒等に除去食及び代替食を調理するためにアレルギー食対応調理室を整備する。

(4) 食育に関する情報を発信できる施設

- ア 調理の状況などが見学できる見学通路、子どもの食に関する教育・学習や保護者を対象とした試食会等に活用できる調理実習室や研修室など、地域の幅広い世代が楽しめる食育のためのスペースを整備する。
- イ 地産地消の積極的な推進、有機農産物の利用拡大、季節ごとに行事食や郷土料理を献立に取り入れるために泥落室等の必要な施設・設備を整備する。

(5) 経済的で効率的な調理環境の施設

- ア 作業領域は、一方向動線となるよう考慮し、食材搬入から給食の搬出までのスムーズな作業動線を確保し、作業効率の向上と働きやすい室内環境を整備する。

(6) 環境負荷の低減に配慮した施設

- ア 「丸亀市地球温暖化対策実行計画」に基づき、太陽光発電設備の設置に加え、外皮の高断熱化・高効率設備の導入により、調理作業区域を除く区域での ZEB ready 以上の認証を目指す。
- イ 残渣をたい肥化する生ごみ処理機の導入など、引き続き環境負荷の低減に配慮した設備を導入する。

(7) 次世代に負担を残さない施設

ア 将来の調理数の増減に柔軟に対応できる施設・設備とする。

2.7. 事業の概要

2.7.1. 本件施設用地の立地条件等

ア 所在地	丸亀市土器町北二丁目 8 番地及び 7 番地 1
イ 面積	約 7,000 m ²
ウ 都市計画規制	
(ア) 都市計画区域	市街化区域
(イ) 用途地域	工業地域、準工業地域
(ウ) 建ぺい率・容積率	60%・200%

※ 上記は参考として示すものであり、事業者は、本事業の検討・実施等に当たって、自らの責任において関係機関等への確認を行うこと。

2.7.2. 施設要件

(1) 基本的考え方

学校給食センターにおける施設・設備等については、衛生的かつ安全であることが最も重要である。機能の詳細については「要求水準書」に示すが、「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づき、高い衛生水準を実現するとともに、ドライシステムによる汚染・非汚染作業区域の明確なゾーニング、HACCP の概念を取り入れた衛生管理、食物アレルギー対応食の提供に対応した施設・設備等を想定している。また、地産地消への取組や食育との関わりへの配慮、環境負荷の低減への配慮などの実現も目指している。

(2) 献立方式

献立方式の詳細については「要求水準書」に示す。

(3) 施設規模

1 日当たり最大 4,000 食が無理なく供給、業務処理等できる施設とする。

(4) 施設機能

本件施設に必要な、施設内容は以下のものが想定される。なお、市として施設・設備構成、規模、設計等に要求する水準については「要求水準書」に示す。

区域区分		諸室等
一般エリア	市専用部分	市職員用事務室、書庫・倉庫、小会議室、市職員用便所 等
	共用部分	市職員用玄関、見学者通路、研修室、調理実習室、来客用便所、多目的便所、廊下等、施設出入口、エレベーター、機械室・電気室・ボイラー室 等
	事業者専用部分	事業者用事務室、事業者用出入口、食堂兼休憩室、事業者用便所、配送員用控え室 等
給食エリア	汚染作業区域	[検収・下処理ゾーン] 食材搬入用プラットホーム、荷受室、検収室、泥落室、魚肉下処理室、野菜・果物下処理室、卵処理室、冷蔵室・冷凍室、油庫、可燃物庫・不燃物庫、汚染区域用器具洗浄室、食品庫・調味料庫、調味料計量・仕分け室、物品倉庫 等 [洗浄ゾーン] 洗浄室、残渣室、回収風除室 等
	非汚染作業区域	[調理ゾーン] 煮炊き調理室、揚物・焼物・蒸物調理室、和え物調理室、果物等処理室、アレルギー対応調理室、非汚染区域用器具洗浄室 等 [配送・コンテナプールゾーン] 配送用風除室、コンテナ室 等
	一般区域	汚染作業区域準備室、非汚染作業区域準備室、調理員更衣室、洗濯・乾燥室、調理員用便所、倉庫 等
付帯施設		排水処理施設、受水槽、ゴミ置場、植栽、駐車場、駐輪場、備蓄倉庫、移動式釜保管庫、プロパンガス保管庫、本件施設用地内通路、門扉及び塀、防火水槽 等

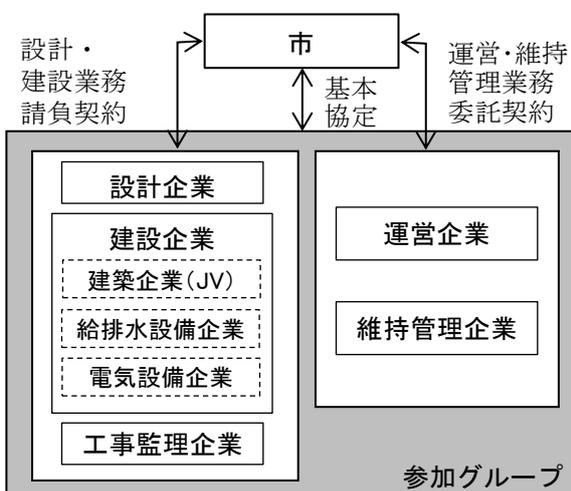
2.7.3. 事業方式

本事業は DBO（Design：設計、Build：建設、Operate：運営）方式により実施する。

市は、本件施設の設計・建設及び運営・維持管理に係る資金を調達する。なお、本件施設は、市が所有する。また、本事業は、学校施設環境改善交付金の対象事業として実施する。

2.7.4. 事業スキーム

事業スキームは、以下のとおりとする。



- ※1 各企業の概要は、「3.3. 参加者が備えるべき競争参加資格要件」のとおりとする。
- ※2 「3.3. 参加者が備えるべき競争参加資格要件」における「その他企業」は、基本協定、及び業務内容に応じて設計・建設業務請負契約もしくは運営・維持管理業務委託契約の一員となる。
- ※3 設計・建設業務請負契約（仮契約）及び基本協定は、令和7年11月上旬を目途として締結し、設計・建設業務請負契約は市議会の議決を得たときに本契約として効力を生じるものとする。
- ※4 運営・維持管理業務委託契約は、設計・建設業務請負契約の本契約と同一日に契約を締結する。

2.8. 事業期間

本事業の事業期間は、設計・建設業務請負契約及び運営・維持管理業務委託契約締結日から令和25年3月末日までとする。

2.9. 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

ア 設計・建設業務

- (ア) 事前調査業務
- (イ) 設計業務
- (ウ) 建設業務（第一期外構・植栽整備業務を含む。）
- (エ) 既存施設の解体撤去業務
- (オ) 渡り廊下整備業務
- (カ) 第二期外構・植栽整備業務
- (キ) 既存センターの環境整備業務
- (ク) 工事監理業務
- (ケ) 調理設備調達業務
- (コ) 調理備品調達業務
- (サ) 食器・食缶等調達業務
- (シ) 事務備品調達業務
- (ス) 近隣対応・周辺対策業務
- (セ) 各種許認可申請等の手続業務
- (ソ) 竣工検査及び引き渡し業務
- (ス) その他これらを実施する上で必要な関連業務

イ 開業準備業務

- (ア) 各種設備・備品等の試運転
- (イ) 什器備品台帳・調理設備台帳の作成
- (ウ) 各種マニュアルの作成
- (エ) 開業準備期間中の施設の維持管理
- (オ) 本件施設及び運営備品の取扱いに対する習熟
- (カ) 従業員等の研修
- (キ) 調理リハーサル
- (ク) 配送リハーサル
- (ケ) 配膳リハーサル
- (コ) 給食提供訓練業務
- (サ) 内覧会・開所式の開催支援
- (シ) 事業説明資料の作成
- (ス) 映像紹介資料の作成
- (セ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

ウ 維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務

-
- (イ) 建築設備保守管理業務
 - (ウ) 外構等保守管理業務
 - (エ) 調理設備保守管理業務
 - (オ) 事務備品保守管理業務
 - (カ) 清掃業務
 - (キ) 警備業務
 - (ク) 長期修繕計画作成業務
 - (ケ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

エ 運營業務

- (ア) 食品検収補助・保管業務（米飯棟に係る食品検収補助・保管業務を含む。）
- (イ) 調理業務（米飯棟に係る炊飯調理業務を含む。）
- (ウ) 配送・回収業務（米飯棟に係る配送・回収業務を含む。）
- (エ) 洗浄・消毒等業務（米飯棟に係る洗浄・消毒等業務を含む。）
- (オ) 配膳業務
- (カ) 廃棄物処理業務
- (キ) 運営備品保守管理業務（米飯棟に係る運営備品保守管理業務を含む。）
- (ク) 配送車維持管理業務
- (ケ) 衛生管理業務
- (コ) 食育推進支援業務
- (サ) 広報支援業務
- (シ) 災害時等支援業務
- (ス) 統括マネジメント業務
- (セ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

なお、運營業務のうち、市が実施するものは、以下のとおりである。

- (ア) 食品調達業務
- (イ) 食品検収指示業務
- (ウ) 献立作成業務
- (エ) 検食業務
- (オ) 栄養管理業務
- (カ) 調理指示業務
- (キ) 給食費徴収管理業務
- (ク) 食数調整業務
- (ケ) 広報業務（見学者対応を含む。）
- (コ) 食育業務
- (サ) 衛生管理業務
- (シ) モニタリング業務

2.10. 事業の実施スケジュール（予定）

日程	内容
令和7年11月	基本協定の締結及び設計・建設業務請負契約の仮契約締結
令和7年12月	設計・建設業務請負契約の本契約締結及び運営・維持管理業務契約の締結
令和7年12月～ 令和10年10月（35か月間）	設計・建設期間 ただし、既存施設の解体撤去業務とこれに伴う渡り廊下や外構等に係る建設業務及びこれらを実施する上で必要な関連業務以外は、令和7年12月～令和10年1月（約25か月間）とする。
令和10年1月	施設の引き渡し ただし、既存施設の解体撤去業務に伴う渡り廊下や外構等については、令和10年6月～令和10年10月の間で事業者が提案する時点とする。
令和10年2月～ 令和10年3月（2か月間）	開業準備期間
令和10年4月～ 令和25年3月（15年間）	運営・維持管理期間

注）運営業務のうち統括マネジメント業務は、事業期間全体（令和7年12月～令和25年3月）とする。

2.11. 法令等の遵守

事業者は、本事業の実施に当たり、関連する最新の法令等を参照し、遵守する。

2.12. 個人情報保護

事業者は、本事業の実施に当たり、個人情報保護の重要性を認識し、業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱う。

3. 事業者の募集及び選定に関する事項

3.1. 事業者の募集及び選定方法

本事業では、設計・建設、開業準備、維持管理及び運営の各業務において、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、事業者の選定に当たっては、民間のノウハウ並びに創意工夫を総合的に評価することが必要である。したがって、事業者の選定方法は「公募型プロポーザル方式」により行うものとする。

3.2. 事業者の募集・選定スケジュール

事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日程		内容
令和 7年	5月2日	募集要項等の公表
	5月15日	現地見学会（本件施設用地及び既存施設）
	5月13日	現地見学会（配送校）
	5月19日	募集要項等に関する質問受付期限
	5月30日	募集要項等に関する質問に対する回答（参加資格審査関連）
	6月6日	募集要項等に関する質問に対する回答（参加資格審査関連以外）
	6月20日	参加資格審査書類の受付期限
	7月7日	参加資格審査結果の通知
	7月18日	個別対話の実施（募集要項等公表時）
	8月25日	提案書の受付期限
	10月16日	提案書に関するヒアリング（プレゼンテーションを含む。）
	10月中旬	優先交渉権者の決定及び公表
	11月上旬	基本協定の締結及び設計・建設業務請負契約の仮契約締結
	12月下旬	設計・建設業務請負契約の本契約締結（議会承認後） 及び運営・維持管理業務委託契約の締結

3.3. 参加者が備えるべき競争参加資格要件

3.3.1. 参加者の構成等

参加者の構成等は、次のとおりとする。

ア 参加者は、本事業の設計・建設業務のうち設計を担当する企業（以下「設計企業」という。）、建設を担当する企業（以下「建設企業」という。）、工事監理を担当する企業（以下「工事監理企業」という。）、本事業の維持管理業務を担当する企業（以下「維持管理企業」という。）及び本事業の運営業務を担当する企業（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業（以下「構成員」という。）のグループにより構成されるものとする。設計企業、建設企業のうちの給排水設備企業及び電気設備企業、維持管理企業及び運営企業は、一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。建築企業は、複数の企業の共同とする。工事監理企業は、単体企業とする。

また、本事業を実施する上で必要となる上記以外の業務を担当する企業等（以下「その他企業」という。）を含めることができる。

イ 構成員の中で、運営企業を代表企業として定めること。代表企業は、応募手続や優先交渉権者となった場合の契約事務を含め、要求水準書に規定する統括責任者を配置し、運営業務のうち統括マネジメントを実施すること。なお、本事業に係る SPC（特別目的会社）の設立は不要とする。

ウ 構成員は、受託した又は請け負った業務の一部について、第三者に委託又は下請負人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知し、承諾を得るものとする。

ただし、上記に関わらず、設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業は、以下の業務に係る総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分について、第三者に委託又は下請負人を使用することはできない。

-
- (ア) 設計企業：設計・建設業務のうち設計業務
 - (イ) 建設企業：設計・建設業務のうち建設業務（第一期外構・植栽整備業務を含む。）
 - (ウ) 工事監理企業：設計・建設業務のうち工事監理業務
 - (エ) 維持管理企業：維持管理業務のうち建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務
 - (オ) 運営企業：運営業務のうち調理業務、洗浄・消毒等業務、衛生管理業務
- エ 同一の企業が複数の業務を実施することができるが、建設企業と工事監理企業を同一の者又は相互に資本関係若しくは人的関係のない者であること。

3.3.2. 参加者の資格要件

参加者の構成員は、以下の(1)の要件及び分担する業務範囲に応じた(1)～(6)の要件に該当しなければならない。

(1) 全構成員共通

- ア 市の令和7年度指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。）
 - ウ 丸亀市指名停止等措置規程（平成17年訓令第50号）による指名停止期間中の者でないこと。
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - (ア) 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた後に、市の入札参加資格審査を受けた者
 - (イ) 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた後に、市の入札参加資格審査を受けた者
 - オ 次に掲げる者でないこと。
 - (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者
 - (イ) 政治上の主義を推進し、支持し又はこれに反対することを主たる目的としている団体及び特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職という。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）、若しくは公職にあたる者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的としている者
 - (ウ) 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、又は信者を強化育成することを主たる目的としている者
 - カ 参加者同士で、次のいずれかの関係に該当する場合は、同一参加グループに参加する場合を除き、そのうちの二者しか参加できない。
 - (ア) 資本関係
-

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

a 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

a 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他本プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合

前（ア）及び（イ）と同様の関係があると認められる場合

キ 本事業の業務に携わる次の者並びに次の者と資本関係又は人的関係のない者であること。

株式会社アトラスワークス 東京都中央区日本橋2丁目1-17 丹生ビル2階

はぜのき法律事務所 東京都中央区築地2-3-4 メトロシティ築地新富町601号

ク 選定委員会の委員及び委員が属する法人と資本関係又は人的関係のない者であること。

(2) 設計企業

設計企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、設計企業を複数の企業とする場合は、設計共同体とし、全ての企業がアの要件を満たし、かつ、少なくとも1者はイ～エの要件を満たしていること。設計共同体は、設計・建設業務請負契約の締結までに結成するものとし、各構成員の出資比率は、次のとおりとすること（この出資比率は、最小限度基準であり、代表者を含む構成員の協議によってこの出資比率以上の割合を定めること。）。

- ・ 2者の場合にあっては30%以上であること。
- ・ 3者の場合にあっては20%以上で、かつ、代表者を除く構成員の出資比率の合計が50%以上であること。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

イ 国又は地方公共団体、若しくは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づく特定事業における特別目的会社（以下「PFI法に基づくSPC」という。）が発注した新築、かつ、延床面積1,600㎡以上の公共施設（平成27年4月以降に竣工した施設に限る）の実施設計を元請として完了した実績を有していること。

ウ 平成27年4月以降に竣工したドライシステムの学校給食センター（学校給食法に定める義務教育諸学校の共同調理場をいう。以下同じ。）の実施設計を元請として完了した実績を有していること。

-
- エ 建築士法第2条の規定による一級建築士の資格を有する技術者（参加資格審査書類提出日において当該設計企業と3か月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。）を設計業務責任者として配置できること（申請は3名まで提出できる。）。

(3) 建設企業

建設企業は、建築企業、給排水設備企業、電気設備企業で構成し、次の要件を満たしていること。

a) 建築企業

ア 特定建設工事共同企業体の組成

建築企業は、代表者及び代表者以外の構成員による特定建設工事共同企業体（以下「建築JV」という。）とすること。

イ 建築JVの要件

建築JVは、次の全ての要件を満たすこと。

- (ア) 代表者を含む構成員の数は2者又は3者であり、任意かつ自主的に結成するものであること。
- (イ) 各構成員の出資比率は、次のとおりとすること（この出資比率は、最小限度基準であり、代表者を含む構成員の協議によってこの出資比率以上の割合を定めること）。
 - ・ 2者の場合にあつては30%以上であること。
 - ・ 3者の場合にあつては20%以上で、かつ、代表者を除く構成員の出資比率の合計が50%以上であること。
- (ウ) 代表者は、その出資比率が構成員中最大であること。
- (エ) 代表者を含む構成員が、本事業において、他の共同企業体の構成員でないこと。

ウ 代表者の要件

建築JVの代表者は、次の全ての要件を満たすこと。

- (ア) 市の令和7年度建設工事指名競争入札参加資格者名簿に登載され、かつ、建築一式工事において丸亀市建設工事指名競争入札参加者資格基準第2条第1項に規定する総合点数が1,000点以上であること。
- (イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による建築一式工事の特定建設業の許可を受けていること。
- (ウ) 丸亀市内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有すること。
※営業所としての実態がないと市が判断した場合は、「制限付き一般競争入札及び指名競争入札における営業所認定基準」に準じて、本事業に参加できないものとする。
- (エ) 下記の要件を全て満たす工事の元請業者（共同企業体の場合は、出資比率が20%以上の構成員に限る。）としての施工実績があること。
 - ・ 平成22年4月1日以降に工事が完成し、引渡し完了した工事であること。
 - ・ 地上部の構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、一棟の延べ床面積が900㎡以上の建築物（主要用途が工場、倉庫、駐車場その他これに類する建築物を除く。以下同じ。）の建築工事一式（新築、増築又は改

築における工事に限る。以下同じ。) であること。

注) 共同企業体の構成員については、その出資比率を延べ床面積に乗じた面積を施工実績とみなす。

(オ) 下記の要件を全て満たす技術者(参加資格審査書類提出日において当該建設企業と3か月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。)を建設業務責任者として専任で配置できること(申請は3名まで提出できる。)

- ・平成22年4月1日以降に工事が完成し、引渡しが完了した工事であり、地上部の構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、一棟の延べ床面積が900㎡以上の建築物(主要用途が工場、倉庫、駐車場その他これに類する建築物を除く。以下同じ。)の建築工事一式の監理技術者、主任技術者、担当技術者又は現場代理人としての施工経験があること。
- ・工期(工期の終期は工事完了年月日とする。)の2分の1以上従事していること。
- ・建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証(建築工事業に係るものに限る。)及び監理技術者講習修了証を有すること。

注) 共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、その出資比率を延べ床面積に乗じた面積を施工実績とみなす。

エ 代表者以外の構成員の要件

建築JVの代表以外の構成員のうち少なくとも1社は、次の全ての要件を満たすこと。

(ア) 市の令和7年度建設工事指名競争入札参加資格者名簿に登載され、かつ、丸亀市建設工事指名競争入札参加者資格基準第3条の等級別格付けで建築工事一式のA等級の格付けを受けていること。

(イ) 建設業法第15条の規定による建築一式工事の特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) 丸亀市内に建設業法第3条第1項に規定する営業所(主たる営業所(本社・本店)に限る。)を有すること。

※営業所としての実態がないと市が判断した場合は、「制限付き一般競争入札及び指名競争入札における営業所認定基準」に準じて、本事業に参加できないものとする。

(エ) 建設業法第26条の規定による主任技術者の資格を有する技術者(参加資格審査書類提出日において当該建設企業と3か月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。)を専任で配置できること(申請は3名まで提出できる。)

b) 給排水設備企業の要件

給排水設備企業は、単体企業の場合は、次の全ての要件を満たしていること。なお、給排水設備企業を複数の企業とする場合は、特定建設工事共同企業体とし、全ての企業がア、イ、ウの要件を満たし、かつ、少なくとも1者がオ、カの要件を満たし、少なくとも1者がエの要件を満たしていること。特定建設工事共同企業体は、設計・建設業務請負契約の仮契約締結までに結成するものとし、各構成員の出資比率は、次のとおりとすること(この出資比率は、最小限度基準であり、代表者を含む構成員の協議によってこの出資比率以上の割合を定めること。)

- ・2者の場合にあっては30%以上であること。

-
- ・ 3者の場合にあつては20%以上で、かつ、代表者を除く構成員の出資比率の合計が50%以上であること。
 - ア 市の令和7年度建設工事指名競争入札参加資格者名簿に登載され、かつ、丸亀市建設工事指名競争入札参加者資格基準第3条の等級別格付けで管工事のA等級の格付けを受けていること。
 - イ 建設業法第15条の規定による管工事の特定建設業許可を受けていること。
 - ウ 香川県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所（主たる営業所（本社・本店）に限る。）を有すること。
 - エ 丸亀市内に建設業法第3条第1項に規定する営業所（主たる営業所（本社・本店）に限る。）を有すること。
※ウ、エについて、営業所としての実態がないと市が判断した場合は、「制限付き一般競争入札及び指名競争入札における営業所認定基準」に準じて、本事業に参加できないものとする。
 - オ 下記の要件を全て満たす工事の元請業者（共同企業体の場合は、出資比率が20%以上の構成員に限る。）としての施工実績があること。
 - ・ 平成22年4月1日以降に工事が完成し、引渡しが完了した工事であること。
 - ・ 地上部の構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、一棟の延べ床面積が900㎡以上の建築物（主要用途が工場、倉庫、駐車場その他これに類する建築物を除く。以下同じ。）の管工事（新築、増築又は改築における工事に限る。以下同じ。）であること。
注）共同企業体の構成員については、その出資比率を延べ床面積に乗じた面積を施工実績とみなす。
 - カ 下記の要件を全て満たす技術者（参加資格審査書類提出日において当該建設企業と3か月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。）を給排水設備工事責任者として専任で配置できること（申請は3名まで提出できる。）。
 - ・ 平成22年4月1日以降に工事が完成し、引渡しが完了した工事であり、地上部の構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、一棟の延べ床面積が900㎡以上の建築物（主要用途が工場、倉庫、駐車場その他これに類する建築物を除く。以下同じ。）の管工事の監理技術者、主任技術者、担当技術者又は現場代理人としての施工経験があること。
 - ・ 工期（工期の終期は工事完了年月日とする。）の2分の1以上従事していること。
 - ・ 建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証（建築工事業に係るものに限る。）及び監理技術者講習修了証を有すること。
注）共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、その出資比率を延べ床面積に乗じた面積を施工実績とみなす。

c) 電気設備企業の要件

電気設備企業は、単体企業の場合は、次の全ての要件を満たしていること。なお、電気設備企業を複数の企業とする場合は、特定建設工事共同企業体とし、全ての企業がア、イ、ウの要件を満たし、かつ、少なくとも1者がオ、カの要件を満たし、少なくとも1者がエの要件を

満たしていること。特定建設工事共同企業体は、設計・建設業務請負契約の仮契約締結までに結成するものとし、各構成員の出資比率は、次のとおりとすること（この出資比率は、最小限度基準であり、代表者を含む構成員の協議によってこの出資比率以上の割合を定めること。）。

- ・ 2 者の場合にあつては 30%以上であること。
- ・ 3 者の場合にあつては 20%以上で、かつ、代表者を除く構成員の出資比率の合計が 50%以上であること。

ア 市の令和 7 年度建設工事指名競争入札参加資格者名簿に登載され、かつ、丸亀市建設工事指名競争入札参加者資格基準第 3 条の等級別格付けで電気工事の A 等級の格付けを受けていること。

イ 建設業法第 15 条の規定による電気工事の特定建設業許可を受けていること。

ウ 香川県内に建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所（主たる営業所（本社・本店）に限る。）を有すること。

エ 丸亀市内に建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所（主たる営業所（本社・本店）に限る。）を有すること。

※ウ、エについて、営業所としての実態がないと市が判断した場合は、「制限付き一般競争入札及び指名競争入札における営業所認定基準」に準じて、本事業に参加できないものとする。

オ 下記の要件を全て満たす工事の元請業者（共同企業体の場合は、出資比率が 20%以上の構成員に限る。）としての施工実績があること。

- ・ 平成 22 年 4 月 1 日以降に工事が完成し、引渡し完了した工事であること。
- ・ 地上部の構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、一棟の延べ床面積が 900 m²以上の建築物（主要用途が工場、倉庫、駐車場その他これに類する建築物を除く。以下同じ。）の電気工事（新築、増築又は改築における工事に限る。以下同じ。）であること。

注）共同企業体の構成員については、その出資比率を延べ床面積に乗じた面積を施工実績とみなす。

カ 下記の要件を全て満たす技術者（参加資格審査書類提出日において当該建設企業と 3 か月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。）を電気設備工事責任者として専任で配置できること（申請は 3 名まで提出できる。）。

- ・ 平成 22 年 4 月 1 日以降に工事が完成し、引渡し完了した工事であり、地上部の構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、一棟の延べ床面積が 900 m²以上の建築物（主要用途が工場、倉庫、駐車場その他これに類する建築物を除く。以下同じ。）の電気工事の監理技術者、主任技術者、担当技術者又は現場代理人としての施工経験があること。
- ・ 工期（工期の終期は工事完了年月日とする。）の 2 分の 1 以上従事していること。
- ・ 建設業法第 27 条の 18 第 1 項の規定による監理技術者資格者証（建築工事業に係るものに限る。）及び監理技術者講習修了証を有すること。

注）共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、その出資比率を延べ床面積に乗じた面積を施工実績とみなす。

(4) 工事監理企業

工事監理企業は、次の全ての要件を満たしていること。

- ア 建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- イ 国又は地方公共団体、若しくは PFI 法に基づく SPC が発注した新築、かつ、延床面積 1,600 m²以上の公共施設（平成 27 年 4 月以降に竣工した施設に限る）の工事監理を元請として完了した実績を有していること。
- ウ 平成 27 年 4 月以降に竣工したドライシステムの学校給食センターの工事監理を元請として完了した実績を有していること。
- エ 建築士法第 2 条の規定による一級建築士の資格を有する技術者（参加資格審査書類提出日において当該工事監理企業と 3 か月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。）を工事監理業務責任者として配置できること（申請は 3 名まで提出できる。）。

(5) 維持管理企業

維持管理企業は、次の要件を満たしていること。なお、維持管理企業を複数の企業とする場合、少なくとも 1 者は次の要件を満たしていること。

- ア 平成 27 年 4 月以降に、国又は地方公共団体、若しくは PFI 法に基づく SPC が発注した維持管理業務を元請として完了した実績を有していること。ただし、PFI 法に基づく SPC が発注した実績は、維持管理業務を 1 年間以上実施していること。

(6) 運営企業

運営企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、運営企業を複数の企業とする場合、全ての企業がアの要件を満たし、かつ、代表企業がイの要件を満たしていること。

- ア 食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過していないこと。
- イ 平成 27 年 4 月以降に、小学校又は中学校を対象としたドライシステムの学校給食施設において、1 日 750 食以上を提供する調理業務を 5 年以上、かつ、アレルギー対応給食の調理業務を 3 年以上、元請けとして経験していること。

3.3.3. 地域経済への配慮等

本事業の実施に当たっては、丸亀市内に本社、本店等の主たる営業所を有する事業者の積極的な活用や地元雇用の創出に努めるとともに、事業期間中における必要な物資・飲食物・消耗品等を市内から調達するなど、地域経済の振興に配慮すること。

3.3.4. 参加資格の確認

参加資格の確認基準日は、令和 7 年 7 月 1 日（火）とする。

なお、競争参加資格確認後、優先交渉権者の決定日までの間に、参加者の構成員が上記参加者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、次のとおりとする。

- ア 構成員のうち、代表企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。
 - イ 構成員のうち、代表企業以外の者が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、市と協議のうえ、市が当該構成員の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き有効とする。
-

参加者は、代表企業以外の構成員を欠き、当該構成員の除外又は変更を行う場合は、参加グループの構成員変更届（様式集 様式 31）を以下に持参又は郵送により提出すること。

〒763-0083 丸亀市土器町北二丁目 7 番地 1

丸亀市教育委員会 教育部 学校給食センター

3.4. 参加手続き等

3.4.1. 現地見学会（本件施設用地及び既存施設）

本件施設用地及び既存施設の現地見学会を次のとおり開催する。

(1) 開催日時

令和 7 年 5 月 15 日（木）15 時 00 分から 17 時 00 分まで

(2) 集合場所

丸亀市第二学校給食センター：丸亀市土器町北二丁目 7 番地 1（現地集合）

(3) 参加方法等

令和 7 年 5 月 7 日（水）から令和 7 年 5 月 14 日（水）12 時 00 分までに、件名を「(企業名・現地見学会申込) 丸亀市新第二学校給食センター整備運営事業」とし、本件施設用地に係る現地見学会参加申込書（様式集 様式 1）に記入の上、添付ファイルにて電子メールにより下記に提出すること。ただし参加状況によっては、1 者あたりの人数を制限することがある。また、見学会で募集要項等の配布は行わない。

電子メール：kyushoku@city.marugame.lg.jp

(4) 留意事項

- ア 既存センター棟、米飯棟、排水処理施設、ボイラー室、車庫、倉庫、その他外構等を見学対象とする。
- イ 既存センター棟及び米飯棟の調理場内を見学する場合には、検便検査のうえサルモネラ菌陰性であること。また、現地見学会当日にサルモネラ菌陰性であることを証する書類を提出すること。
- ウ 既存センター棟及び米飯棟の調理場内を見学する際は、白衣（上下）、モブキャップ、上履き、シューズカバー、マスクを持参して着用すること。
- エ 車両で来場する場合の駐車場は、現地見学会参加申込書提出者に別途通知する。
- オ 会場は全面禁煙とする。
- カ 会場における写真撮影は可とするが、撮影した写真は本事業に係る事業者の募集及び選定手続き以外に使用しないこと。

3.4.2. 現地見学会（配送校）

広島小学校、広島中学校及び校舎改築工事中の 2 校を除く配送校（幼稚園 1 園、小学校 3 校、中学校 1 校）の現地見学会を次のとおり開催する。

(1) 開催日時

日程		時間	対象校
令和 7年	5月13日	14時00分から17時00分まで	西中学校、城北・城西・城乾小学校、城坤幼稚園

(2) 参加方法等

令和7年5月7日（水）から令和7年5月9日（金）12時00分までに、件名を「（企業名・現地見学会申込）丸亀市新第二学校給食センター整備運営事業」とし、配送校に係る現地見学会参加申込書（様式集 様式2）に記入の上、添付ファイルにて電子メールにより下記に提出すること。

なお、入場者人数を抑制するため、運営企業1名とし、これに加えて運營業務又は調理設備調達業務を担う企業から1名の同行（計最大2名）を認めるものとする。

電子メール：kyushoku@city.marugame.lg.jp

(3) 留意事項

- ア 集合時間・場所や駐車場については、配送校に係る現地見学会参加申込書提出者に別途通知するものとする。
- イ 各配送校への車での入場は、1参加者あたり1台までとする。
- ウ 会場は全面禁煙とする。
- エ 会場における写真撮影は可とするが、撮影した写真は本事業に係る事業者の募集及び選定手続き以外に使用しないこと。

3.4.3. 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和7年5月12日（月）から令和7年5月19日（月）15時00分まで

(2) 受付方法

件名を「（企業名・質問書）丸亀市新第二学校給食センター整備運営事業」とし、募集要項等に関する質問及び意見書（様式集 様式3）に記入の上、添付ファイルにて電子メールにより下記に提出すること。

電子メール：kyushoku@city.marugame.lg.jp

3.4.4. 募集要項等に関する質問に対する回答

募集要項等に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等に関わり、質問

者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、参加資格審査に関連する質問の回答を令和7年5月30日（金）、参加資格審査に関連する質問以外の回答を令和7年6月6日（金）に、それぞれ市ホームページで公表する。

なお、市は、提出のあった質問及び意見のうち必要と判断した場合には、質問及び意見の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

3.4.5. 参加資格審査書類の受付、参加資格審査結果の通知

応募者は、参加資格審査書類を提出し、参加資格の確認を受けること。

なお、期限までに参加資格審査書類を提出しない者及び参加資格がないとされた者は提案書を提出することはできない。

(1) 参加資格審査書類の受付期間・提出場所及び方法

ア 受付期間

令和7年6月16日（月）から令和7年6月20日（金）までの丸亀市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く9時00分から16時00分。（12時00分から13時00分までを除く。）

ただし、郵送による場合は、令和7年6月20日（金）16時00分までに必着のこと。

イ 提出場所

〒763-0083 丸亀市土器町北二丁目7番地1
丸亀市教育委員会 教育部 学校給食センター

ウ 提出方法

参加資格審査書類を提出場所へ持参又は郵送により提出すること。ただし、持参による場合は、提出日時を事前に電話連絡を行うこと。また、郵送による場合は、書留等受取記録が残る方法にて送付すること。

(2) 参加資格審査書類の作成

参加資格審査書類は、様式集（様式5～29）に定めるところに従い作成すること。

なお、市は、提出された参加資格審査書類を審査した上で必要があると判断した場合は、当該参加資格審査書類の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。

(3) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果は、競争参加資格審査書類を提出した者に対して、書面により令和7年7月7日（月）までに通知する。

(4) 参加資格がないとされた場合の扱い

参加資格審査により、参加資格がないとされた者は、参加資格がないと判断された理由について、書面により次のとおり説明を求めることができる。

ア 受付日時

令和7年7月8日（火）から令和7年7月15日（火）までの休日を除く9時00分から16時00分。（12時00分から13時00分までを除く。）

ただし、郵送による場合は、令和7年7月15日（火）16時00分までに必着のこと。

イ 提出場所

〒763-0083 丸亀市土器町北二丁目7番地1
丸亀市教育委員会 教育部 学校給食センター

ウ 提出方法

参加資格がないとされた理由の説明要求書（様式集 様式30）を提出場所へ持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送による場合は、書留等受取記録が残る方法にて送付すること。

エ 回答

令和7年7月22日（火）までに書面により回答する。

(5) その他

ア 参加資格審査書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

イ 市は、提出された参加資格審査書類を参加資格の審査以外の目的で提出者に無断で使用しない。

ウ 参加資格審査において参加資格があると認められた者であっても、市に提出した書類等に虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、当該審査結果を取り消すものとする。

エ 参加資格審査書類の提出以後、参加者が提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式集 様式32）を提案書の受付期限までに以下に持参又は郵送により提出すること。

〒763-0083 丸亀市土器町北二丁目7番地1
丸亀市教育委員会 教育部 学校給食センター

3.4.6. 個別対話

参加者と市の個別対話を次のとおり実施する。本事業をより良いものとするため、要求水準の解釈を明確化すること等を目的として実施するものである。対話の参加方法等については以下のとおりである。

(1) 実施日

令和7年7月18日（金）

なお、実施時間や開催場所等の詳細については、別途、参加者に対して通知するものとする。

(2) 参加方法等

参加者の代表企業は、令和7年7月8日（火）から令和7年7月9日（水）15時00分までに、件名を「(代表企業名・個別対話申込) 丸亀市新第二学校給食センター整備運営事業」とし、個別対話申込書（様式集 様式4-1～4-2）に記入の上、添付ファイルにて電子メールにより下記に提出すること。

電子メール：kyushoku@city.marugame.lg.jp

(3) 個別対話の位置づけ等

個別対話は、あくまで市と参加者の意思疎通を図る場であり、参加者にとっては提案内容そのものに関わる話題がある可能性があることを踏まえ、参加者ごとに個別に行うものとし、公開しないものとする。

(4) 留意事項等

a) 留意事項

- ア 発言内容は、参加者・市の双方を拘束しないものとする。また、参加者・市の双方とも確約書・確認書等の書面のやり取りはしない。
- イ 個別対話のなかで、公平性の観点から全ての参加者に知らせるべき事項があった場合には、市で判断し、対話した参加者に確認の上、その内容を市ホームページ等で明らかにする場合がある。
- ウ 個別対話におけるやり取りをメモすることは認めるが、ICレコーダー等を用いて録音することは禁止する。
- エ 個別対話の実施に際しては、参加者から市への各種資料の提示は可とするが、受領はしない。
- オ 参加人数は、1参加者につき10名までとする。
- カ 参加者の一部がオンライン会議で参加することは認めるが、オンライン会議に必要な機器等は参加者が準備すること。

b) 個別対話の所要時間等

個別対話の時間は60分とする。60分間を必要としなかった場合は、60分間経過以前でも終了可能とする。

c) 個別対話の進め方

- ア 参加者が主体となって対話を進めること。なお、事前に提出された個別対話確認事項（様式集 様式4-2）に記載の対話項目と同じ順序で進めなくてもよい。
- イ 市から、本事業について説明を行う必要がある場合は、全ての事業者に対して同じ内容の説明を行う。
- ウ 自己紹介は不要とし、名刺交換はしない。

3.4.7. 提案書の受付

参加者は、提案書を受付期限日までに市に提出すること。

(1) 提案書の受付期間・提出場所及び方法

ア 受付期間

令和7年7月8日（火）から令和7年8月25日（月）までの休日を除く9時00分から16時00分。（12時00分から13時00分までを除く。）

ただし、郵送による場合は、令和7年8月25日（月）16時00分までに必着のこと。

イ 提出場所

〒763-0083 丸亀市土器町北二丁目 7 番地 1
丸亀市教育委員会 教育部 学校給食センター

ウ 提出方法

提案書を提出場所へ持参又は郵送により提出すること。ただし、持参による場合は、提出日時を事前に電話連絡を行うこと。また、郵送による場合は、書留等受取記録が残る方法にて送付すること。

(2) 提案審査書類の受付にあたっての留意事項

ア 募集要項等の承諾

参加者は、募集要項等の記載内容を承諾の上、提案書を提出すること。

イ 費用負担等

提案書の作成及び提出等に係る必要な費用は、全て参加者の負担とする。

ウ 提案書の作成方法

提案書は、様式集に定めるところにより作成し、様式集に定める部数を提出すること。

エ 棄権

参加者が、提案書の提出期限までに当該書類を提出しない場合は、棄権したものとみなす。

オ 公正な競争の確保

参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。参加者が連合し又は不穏な行動をなす等の場合において、事業者の選定を公正に実施することができないと認められるときは、当該参加者又はその代理人の提出する提案書を受け付けず、事業者の募集を延期又は取りやめることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

カ 提案価格の記載等

(ア) 提案限度額

7,789,200,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(イ) 提案価格の記載

提案価格は、価格提案書（様式集 様式 46）に記載すること。この際の計算に物価変動率は見込まないものとする。

なお、運営・維持管理費及び統括マネジメント費の各年度の提案価格を平準化する必要はない。

キ 提案価格算定用年間提供給食数

提案価格の算定にあたっては、以下の年度毎の食数等に基づいて算出すること。なお、年間の施設稼働日数は198日とする。

年度	提供食数	年度	提供食数
令和10年度	3,338	令和18年度	3,272
令和11年度	3,331	令和19年度	3,263
令和12年度	3,322	令和20年度	3,256
令和13年度	3,313	令和21年度	3,247
令和14年度	3,305	令和22年度	3,238
令和15年度	3,297	令和23年度	3,230
令和16年度	3,289	令和24年度	3,225
令和17年度	3,281		

注) 提供食数には、事業者が雇用する従事員、試食は含まない。

ク 提案書の取扱い

(ア) 著作権

提案書の著作権は、参加者に帰属する。ただし、市は、本事業において公表が必要と認めるときは、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった参加者の提案については、市が事業者の選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。なお、提出を受けた提案書は一切返却しない。

(イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護されて第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は参加者が負うこととする。

これによって市が損失又は損害を被った場合には、参加者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

(ウ) 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、提案書の作成以外の目的で使用することはできない。

(エ) 提案書の変更禁止

提案書の変更はできない。ただし、誤字等の修正についてはこの限りではない。

ケ 契約保証金

設計・建設期間については、設計・建設業務請負契約の効力の発生と同時に請負代金（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上に相当する額を契約保証金として納付するものとする。

開業準備期間及び運営・維持管理期間については、本件施設引渡日までに、統括マネジメント業務を除く維持管理業務及び運営業務の初年度の委託料（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上に相当する額を契約保証金として納付するものとする。

なお、上記の両契約に係る契約保証金の納付は、これに代わる担保の提供等をもって代えることができるものとし、詳細については、設計・建設業務請負契約書（案）及び運営・維持管理業務委託契約書（案）に記載する。

3.5. 優先交渉権者の決定方法等

優先交渉権者の決定方法は公募型プロポーザルとし、審査は「参加資格審査」、「提案審査」の二段階に分けて実施する。なお、詳細は事業者選定基準を参照のこと。

3.5.1. 審査

審査は、市が本事業のために設置する丸亀市新第二学校給食センター整備運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が別添の事業者選定基準に基づき行う。

3.5.2. ヒアリングの実施

事業者選定基準に基づき提案審査の対象となった参加者に対して提案内容の説明を求めため、ヒアリングを行う。

なお、実施日時や開催場所等の詳細については、別途、参加者に対して通知するものとする。

3.5.3. 優先交渉権者の決定

(1) 優先交渉権者の決定

市は、競争参加資格審査及び提案審査の結果により選定された最優秀提案者を優先交渉権者として決定する。

なお、参加者が1者であった場合も参加資格審査及び提案審査を実施し、事業者として適切と判定された場合において、当該参加者を優先交渉権者として決定する。

(2) 結果の公表

市は、各参加者の代表企業に書面にて通知後、市のホームページ等で公表する。

(3) 優先交渉権者を決定しない場合の措置

参加者の募集、評価及び優先交渉権者の決定において、最終的に参加者がいない場合には、優先交渉権者を決定せず、その旨を市のホームページ等で速やかに公表する。

ただし、参加資格審査及び提案審査（基礎審査）において失格となった場合又は事業者として適切ではないと判定された場合（詳細は事業者選定基準に規定）は、本プロポーザルは成立しないものとする。

3.6. 契約に関する基本的な考え方

3.6.1. 契約の締結

市は、優先交渉権者決定後に、優先交渉権者を相手方として基本協定の締結及び設計・建設業務請負契約の仮契約を締結する。

設計・建設業務請負契約の仮契約は、丸亀市議会において同契約の締結に係る議決を得た場合に本契約となる。また、設計・建設業務請負契約の本契約と同一日に、市は、優先交渉権者を相手方として、運営・維持管理業務委託契約を締結する。

それぞれの契約金額は、価格提案書（様式集 様式 46）に記載された見積額の内訳をもとに協議して決定する。

3.6.2. 参加資格を欠いた場合の対応

優先交渉権者の代表企業及び代表企業以外の構成員が基本協定の締結までの間に参加者が備えるべき参加資格要件を満たさなくなったときは、当該参加者の優先交渉権者の決定を取り消すとともに、設計・建設業務請負契約の仮契約を締結していた場合は当該契約の効力を失うものとする。この場合、市は当該参加者以外の参加者のうち、最も評価の高かった者を優先交渉権者として3.6.1. の手続きを行う。

ただし、市が別途指定する期間内に、参加資格要件を満たさなくなった構成員（代表企業は除く）に代わって、参加資格を有し、かつ、市が認める構成員の補完をした場合には、優先交渉権者の決定及び仮契約の効力を取り消さない場合がある。

なお、市は優先交渉権者の事由により基本協定を締結できない場合は、設計・建設業務請負契約及び運営・維持管理業務委託契約の契約金額を合計した金額の100分の10に相当する額を違約金として請求することがある。

3.6.3. 事業契約書の内容変更

優先交渉権者との事業契約の締結に際し、事業契約書の内容変更は行わない。ただし、事業契約の締結（設計・建設業務請負契約の場合は仮契約の締結）までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。

3.6.4. 事業契約書作成費用

事業契約書の検討に係る優先交渉権者側の弁護士費用、印紙代など、事業契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

3.6.5. 支払方法

(1) 設計・建設請負契約

市は、設計・建設業務に係る請負代金については、設計・建設業務請負契約書の規定に基づき支払うものとする。

なお、令和7年度に支払いは行わない。

(2) 運営・維持管理業務委託契約

a) 開業準備業務委託料

市は、維持管理・運営業務委託契約に基づき開業準備業務完了後に開業準備業務に係る委託料を一括して支払うものとする。

b) 運営・維持管理業務委託料

市は、運営・維持管理業務委託契約に基づき運営・維持管理業務開始後から運営・維持管理期間にわたって、維持管理業務及び運営業務に係る委託料を年4回支払うものとする。

4. その他

4.1. 議会の議決

市は、令和7年丸亀市議会12月定例会に設計・建設業務請負契約の締結に関する議案を提出する予定である。

4.2. 参加に伴う費用負担

参加に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

4.3. 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準とする。

4.4. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ホームページにおいて公表する。

4.5. 募集要項等に関する問合せ先

募集要項等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

丸亀市教育委員会 教育部 学校給食センター 〒763-0083 丸亀市土器町北二丁目7番地1 電話：0877-25-2096 電子メール：kyushoku@city.marugame.lg.jp
--